

男女共同参画アートプロジェクト！たくさんの方々に参加いただきありがとうございました。

11月3日（金）に行われた利根町地場産業フェスティバルの会場で、男女共同参画アートプロジェクトを実施しました。

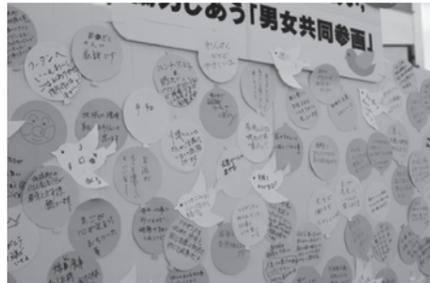
今回で3回目になるアートプロジェクトですが、『**男女が互いに尊重しあい、協力しあう「男女共同参画」**』をテーマに、たくさんの思いを込めた、大空に風船と小鳥が飛ぶ可愛らしい作品を完成させることができました。

当日は、男女共同参画推進協議会の委員のみなさんも、作品づくりをサポートするなど、ご来場の皆さまに男女共同参画の啓発を行いました。また、参加いただいた方には、切り花や風船の嬉しいプレゼントもありました。

このアートプロジェクトで完成した作品は、役場イベントホールに12月末日まで展示していますので、ご来庁の際には、みんなの思いが詰まった大空の作品をぜひご覧ください。



▲男女共同参画社会について、アンケートに協力いただきました。



▲風船と鳥をモチーフにした、みんなの思いが詰まった作品が完成しました。



▲作品タイトルは、『男女が互いに尊重しあい、協力しあう「男女共同参画」』。

あなたは「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか？



※当日は「男女共同参画社会」についてアンケートにもご協力いただきました。今回のアンケートでは、言葉を聞いたことがあると回答した方が増えたことが分かりました。しかし、内容まで知っている方はまだ少ないことから、町では、今後男女共同参画について啓発を続けて参ります。

ルールを守ってきれいな町に！

～野焼きは法律で禁止されています！～

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2では、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。」とされています。

- ① 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準または特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

「ごみを燃やして臭いがひどい」、「煙がひどく洗濯物が干せない」など、ごみの野外焼却、いわゆる「野焼き」に関する苦情が多く寄せられています。

家庭のごみは、野焼きをせず、分別して町のごみ集積所に出すようお願いします。

ただし、次のような野焼きは例外とされていますが、風向きや時間帯に配慮し周辺の方の迷惑にならないように注意してください。



野焼き禁止の例外

- 国および地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例：河川敷の草焼き（河川管理者）など
- 震災、風災害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：災害時の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲藁焼却など
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：正月の「しめ縄」「門松」などを焚く行事など
- 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：焼き畑、畔の草および下枝の焼却、農地における害虫駆除の焼却など
- 焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー



問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線252）



去る10月に開催された「もの忘れ予防講座」において、フリフリグッパ体操の指導講師である筑波大学・福家健宗先生より、最近の研究では「運動は骨格筋だけでなく脳にも効果を及ぼす」ことが説明されました。特に①軽い運動で、②音楽などで気分を高め、③コア（体幹）の筋力を鍛え、④ストレッチングを行うのが効果的とのこと。これらすべてを満たしているフリフリグッパは、高齢者の健康と、もの忘れ予防に最適です。ぜひ運動集会においでください。

楽しくコア（体幹）を鍛えよう！
『地区運動集会』
フリフリグッパ体操

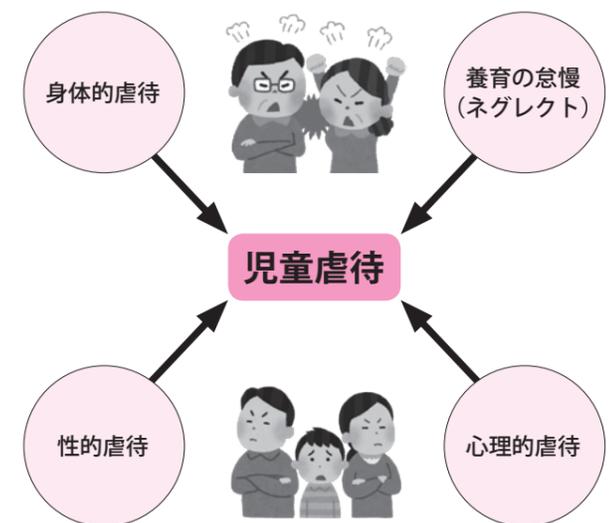
主催 利根フリフリクラブ

フリフリ地区運動集会予定

場所	日程	開催日 (12月5日～1月末日の予定)	時間・持ち物
利根町公民館	第1・3木曜日	12月7日・21日、1月18日	午前10時～11時 ・参加無料 ・飲み物、室内運動靴持参
利根町民すこやか交流センター	第1・3火曜日	12月5日・19日、1月16日	
利根町生涯学習センター	第2・4水曜日	12月13日、1月10日・24日	
講師 筑波大学 諏訪部先生・越智先生・福家先生 ※福祉バス・ふれ愛タクシーをご利用ください			
問い合わせ先 利根町保健福祉センター ☎68-8291			

夫婦げんかは夫婦だけの問題とっていませんか？

子どもの目の前での配偶者間の心身に対する暴力（DV）は、子どもへの心理的虐待にあたります。家庭は、本来 子どもにとって一番安心できる場所です。夫婦円満は、子どもの成長（発達）に長期的に良い影響を与えます。お父さん、お母さんは子どもにとって守ってくれる一番の存在です。児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待かな？と思ったら、ご連絡ください。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。



これら全てが児童虐待となります！

問い合わせ先 役場子育て支援課 ☎68-2211

緊急時：☎189（お住まいの地域の児童相談所へつながります。）